

第9期加古川市高齢者福祉計画・第8期加古川市介護保険事業計画の進捗状況（要旨）

凡 例

1 基本目標

（1）施策（市の自己評価について表記）

①◇◇◇◇の推進	○（概ね計画どおり）	→■頁	} 本資料での 掲載ページ
②◇◇◇◇◇の推進	△（どちらともいえない）	→□頁	
③◇◇◇◇◇◇◇への参加促進	×（計画から大きく乖離） （実施予定だったができていない）	→◆頁	

{ 文章（現状と課題について記載）}。

今期計画の進捗状況及び今後の課題について、基本目標、施策ごとにまとめた。各計画内容の詳細については、資料4-2「第9期加古川市高齢者福祉計画・第8期加古川市介護保険事業計画の進捗状況調査票」のとおり。

1 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり（自助）

（1）地域社会への積極的な参加促進

①生涯学習活動の推進	△（どちらとも言えない）	→6頁
②文化スポーツ活動への参加促進	○（概ね計画どおり）	→7頁
③雇用・就労相談への支援	○（概ね計画どおり）	→8頁

高齢者の就業機会の増加や新型コロナウイルス感染症の流行等により、生涯学習やスポーツの場へ参加する高齢者は減少している。高齢者の様々なニーズに対応できるよう、就労意欲のある方にはハローワークと連携し、情報の収集・提供を行うとともに、学びやスポーツに参画する機会の提供を実施していく。

（2）介護予防や健康づくりへの支援

①介護予防活動へつなげる支援	○（概ね計画どおり）	→9頁
②介護予防の普及啓発	○（概ね計画どおり）	→10頁
③地域における介護予防への支援	△（どちらとも言えない）	→11頁
④リハビリテーション活動による支援	△（どちらとも言えない）	→12頁

住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう、いきいき百歳体操の運営支援を中心に取り組んでおり、活動会場はコロナ禍にもかかわらず微増している。社会的に孤立している人等を通いの場につなぐ方法や感染症が流行した際の運営方法等に課題はあるが、引き続き、いきいき百歳体操の立ち上げ支援を行いながら、自宅など身近な場所で実施する小集団への活動の勧奨、介護事業所や企業と連携した新規会場の開拓等を進める。また、かかりつけ医やケアマネジャー等から通いの場の紹介がスムーズに実施できるよう、地域資源システムの活用について検討する。

2 高齢者を互いに支えあう地域づくり（互助）

（1）高齢者の見守り体制の構築

- ①見守りネットワークの構築 ○（概ね計画どおり） →13 頁
- ②地域ぐるみの見守り事業への支援 ○（概ね計画どおり） →14 頁

高齢者の見守り体制を構築にあたり、民生・児童委員（高齢者実態調査）、老人クラブ（どないや訪問）、民間事業者（見守り協定）等の協力を得て、支援の必要な高齢者の早期発見につなげている。また、緊急通報システムや見守りタグの利用を積極的に働きかけた。引き続き、協力いただける民間事業者の拡大や緊急通報システム・見守りタグの利用促進を図りながら、見守り体制の構築を進める。

（2）生活支援サービスの充実

- ①生活支援サービスシステムの整備 ○（概ね計画どおり） →15 頁
- ②地域組織などの支援・連携強化 ○（概ね計画どおり） →16 頁

令和4年度までに概ね中学校区ごとに「ささえあい協議会」の設置が完了した。引き続き生活支援コーディネーターを中心に、高齢者支援のニーズと地域資源をマッチングする仕組みづくりを地域資源管理システムの活用と合わせてすすめていく。

また、老人クラブへの補助を継続するとともに、民生・児童委員や町内会に対し、福祉制度に関する出前講座を行った。引き続き地域活動の中心となるこれらの団体に、研修機会や情報の提供を行うことで連携強化に努めていく。

（3）地域での多様な活動機会の提供

- ①地域活動への支援 △（どちらともいえない） →17 頁
- ②移動手段の確保 △（どちらともいえない） →18 頁

地域活動の促進を図るため、町内会が行う敬老事業に補助を行っているが、社会情勢の変化により、活動は縮小してきている。引き続き補助を行いながら、支援の内容等について検討を進める。

外出支援としては、令和3年10月から八幡町でデマンドタクシーの運航を開始した。さらに、令和4年度には「お出かけサポート」として、住民主体の移動支援に対する補助金を創設した。また、買い物が困難な地域においては、移動スーパー等のマッチングを進めている。引き続き地域の特性に応じた外出支援や買い物支援について検討を進める。

3 介護保険事業の円滑な管理運営（共助）

（1）介護サービス基盤等の整備

- ①介護サービス基盤等の整備 △（どちらともいえない） →19 頁

在宅系、施設・居住系サービス提供事業者を募集し、計画的に整備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や建材の高騰などによる影響もあり、予定整備数に届いていないサービスがある。引き続き、人口推計や施設の空床数、サービスごとの給付実績などのデータを分析し、日常生活圏域ごとの整備状況を考慮したうえで、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、整備を進める。

また、国・県の補助金を活用し、感染症拡大防止、防災対策、介護従事者の離職防止や安全確

保を目的とした事業者に対する補助事業や定期巡回事業者の参入促進事業を実施した。今後も、必要なサービスへの事業者の参入を促し、質の高い事業所運営を実現するため、事業者に対する各種補助金制度の継続と充実を図る。

(2) 介護サービスの適正な実施

- | | | |
|---------------------|------------|-------|
| ①介護サービスの質の確保・向上 | ○（概ね計画どおり） | →21 頁 |
| ②要介護認定と介護保険給付費等の適正化 | ○（概ね計画どおり） | →22 頁 |
| ③介護サービス事業者への指導・監督等 | ○（概ね計画どおり） | →23 頁 |

高齢者数の増加に伴い、介護サービスを必要とする認定者数や、介護保険給付費の増加が予測されるなか、より利用者の意向や状態にあった介護サービスを提供するため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、及び介護報酬と医療報酬の重複請求の排除を図るための縦覧点検・医療情報との突合等を実施した。今後も、引き続き適正化の実施や実地指導により介護サービスの適正な実施に努める。

4 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり（公助）

(1) 地域包括ケア体制の深化・推進、連携の強化

- | | | |
|-------------------|------------|-------|
| ①地域包括支援センターの機能の充実 | ○（概ね計画どおり） | →24 頁 |
| ②医療・介護連携の強化 | ○（概ね計画どおり） | →25 頁 |
| ③地域ケア会議の充実 | ○（概ね計画どおり） | →26 頁 |

高齢者数の増加や高齢者が抱える問題の複雑多様化に伴い、地域包括支援センターへの相談件数は年々増加してきており、配置している3職種（主任介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉士）の人員増やICT化などによりセンター機能の充実を図っていく。

在宅医療・介護連携の推進においては、顔の見える関係性づくりは進んできている。今後は、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築に努め、また、在宅看取りやACP等の普及啓発を行う。

地域ケア会議については、地域課題の洗い出しは進んできており、引き続き、課題解決に向けた仕組みづくりや施策展開につなげていく。

(2) 認知症施策の推進・強化

- | | | |
|----------------------|--------------|-------|
| ①認知症への理解を深めるための普及啓発 | △（どちらともいえない） | →27 頁 |
| ②認知症の予防 | ○（概ね計画どおり） | →28 頁 |
| ③医療・ケア・介護サービスの充実 | ○（概ね計画どおり） | →29 頁 |
| ④介護者への支援 | ○（概ね計画どおり） | →30 頁 |
| ⑤認知症バリアフリーの推進、社会参加支援 | ○（概ね計画どおり） | →31 頁 |
| ⑥若年性認知症の人への支援 | ○（概ね計画どおり） | →32 頁 |

認知症施策大綱（令和元年）に添い、認知症の発症を遅らせ認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し「共生」と「予防」を両輪として施策を推進しているが、年々認知症の相談件数は増加傾向にあり内容も複雑で多様化している。引き続き認知症に関する普及啓発、相談窓口の周知等を実施し、必要な時に必要な機関につなげていけるような体制づくりが大切である。今後、さらなるサポーターの養成及び認知症の人とサポーターをつなげる仕組みであるチームオレンジの整備を進めていく。また、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携の強化を図っていく。

(3) 介護者への支援の充実

- ①介護者のつどいの実施 ○（概ね計画どおり） →33 頁
- ②介護用品の支給・貸与 ○（概ね計画どおり） →34 頁

介護度が重くなっても在宅生活を選択する高齢者は増加しており、その高齢者の希望を叶えるために、介護者は必然的に精神的、身体的、経済的な負担を感じるようになる。介護者のつどいは、介護の知識・技術の習得だけでなく、介護者同士で情報交換することで精神的な負担を和らげることに寄与しており、今後も事業を継続する。介護用品の支給・貸与は、生活困窮世帯の衛生環境を保つためにも継続すべき事業と考えるが、令和6年度以降は国の補助が打ち切りとなる見込みであり、継続するには保険料による負担が必要となる。また、対象者の拡充等について検討を進める。

(4) 高齢者が安心して生活できる居住環境の整備

- ①生活援助員（LSA）などによる見守り体制の充実 ○（概ね計画どおり） →35 頁
- ②住宅改造への支援 ○（概ね計画どおり） →36 頁
- ③在宅福祉事業の実施 ○（どちらともいえない） →37 頁
- ④住まいの確保 ○（概ね計画どおり） →38 頁

身体の状態や経済状況など多様な環境におかれている高齢者が、いつまでも住み慣れた自宅で暮らすことができるようバリアフリー化工事にかかる費用の助成や、市営住宅のバリアフリー化を進めており、今後も引き続き実施していく。また、外出困難な高齢者が自宅で理美容サービスを受けられるよう、対象者の拡充および担い手の確保について検討を進める。生活支援ハウスは、公営住宅や養護老人ホーム入居待ちの一時的な待機や、虐待を受けた高齢者の緊急避難場所として事業を展開してきたが、民間のサービス付高齢者向け住宅や、養護老人ホームのショートステイ等の充実により近年の利用率は低迷（令和4年11月以降は利用者0名）しており、事業の廃止について検討を進める。

(5) 高齢者が安全に暮らせる体制の推進

- ①防災・防犯対策の推進 ○（概ね計画どおり） →39 頁
- ②交通安全対策の推進 ○（概ね計画どおり） →40 頁
- ③感染症対策の推進 ○（概ね計画どおり） →41 頁

災害時の安全確保、特殊詐欺等の犯罪防止、交通事故防止を目的に、防災訓練、出前講座の実施や個別避難計画の作成を行った。また、特殊詐欺の啓発チラシの町内会への配布や、高齢者向け交通安全教室の実施、サポカー購入費用の一部補助を行った。さらに、感染症対策としては、オンラインを活用した会議や研修会を開催するとともに、通いの場において感染症予防対策についての普及啓発を行った。

今後、高齢者の増加に伴い、災害時における逃げ遅れが生じやすくなることや、犯罪や事故の被害者も増加することが想定されることから、引き続き警察や民間事業所等と連携しながら事業を継続的かつ効果的に実施するとともに、感染症予防対策の普及啓発やICTの活用についても進めていく。

(6) 高齢者の権利を守る取組の推進

- ①高齢者虐待防止の推進 ○（概ね計画どおり） →42 頁
- ②成年後見制度の利用支援 ○（概ね計画どおり） →43 頁

高齢者の増加に伴い、虐待通報件数も増加傾向にあるが、地域包括支援センターが中心となり、虐待の早期発見・対応に努めている。さらに、虐待を未然に防ぐため市民向けに出前講座を実施し、虐待の疑いがあれば市や地域包括支援センターに通報するよう呼び掛けている。

また、認知症等で判断能力が低下している人の権利と財産を守り、生活を支えるため、成年後見支援センターを中心に成年後見制度の周知および利用促進を行っている。今後も引き続き利用促進を図り、権利擁護を推進する。

5 高齢者の明日を支える人づくり（人づくり）

（１）本人や家族の知識向上・技能習得のための支援の充実

- | | | |
|--------------------------|--------------|-------|
| ①介護サービスや地域資源などの情報提供の体制整備 | ○（概ね計画どおり） | →44 頁 |
| ②自分らしい生活が選択できる知識の普及啓発 | △（どちらともいえない） | →45 頁 |
| ③自立支援のための知識や技術習得への支援 | △（どちらともいえない） | →46 頁 |

介護保険ガイドブックの作成や出前講座の実施による制度の周知だけでなく、「地域包括ケアシステム」、「人生会議（ACP）」など、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な知識などに関する研修の機会を設けた。また、兵庫大学との協働で家族介護講座も実施した。引き続き、地域包括支援センターや各種団体と協力しながら普及啓発に努め、市民の意識向上を図る。

（２）ボランティア・NPOなどへの支援

- | | | |
|------------|--------------|-------|
| ①ボランティアの育成 | △（どちらともいえない） | →47 頁 |
| ②NPOの活動支援 | △（どちらともいえない） | →48 頁 |

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録しているボランティアをはじめとして、学生や高齢者、事業所や企業の中にもボランティア活動を希望する人が存在する。また、生活支援体制整備事業においても人材の発掘等を進めているが、まだまだ改善の余地がある。

こういった情報等の管理に令和4年度に導入した地域資源管理システムを活用し、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携しながら、ボランティアやNPOに関する情報の公開・提供を行い、育成や支援を推進していく。

（３）介護や相談業務に携わる人への支援の充実

- | | | |
|----------------|--------------|-------|
| ①介護に携わる人の創出、育成 | △（どちらともいえない） | →49 頁 |
|----------------|--------------|-------|

生活援助型訪問サービス（介護予防・生活支援総合事業）に従事する市民を育成する研修の実施や、介護福祉士資格取得のために必要な実務者研修の受講費用を補助した。

長期的な人づくりとして、子どもたちに将来の進路として介護分野に興味を持ってもらえるよう、「トライやる・ウィーク」における介護現場での就労体験について今後も継続して実施していく。また、新しい学習指導要領に則り「介護」や「高齢者」に関する教育の機会をさらに提供できるように、学校との連携を強化する。

介護人材の不足はより深刻化することが見込まれるため、介護人材の確保に関する現状把握及び課題抽出を行い、県や介護保険事業者等と連携を図りながら確保に向けた取り組みを進めていく。